

学校体育施設の利用手続きについて

日頃、学校施設の利用につきましては、ご協力をいただきありがとうございます。

学校施設を安全に楽しく利用していただくために、下記の事項につきましてご確認のうえ施設予約等の手続きをお願いします。

記

1 申し込み

(1) 窓口での利用申し込み

- ・利用する学校の窓口で、毎月 20 日（土・日及び祝日の場合は翌日）から、翌月 1 ヶ月分を利用申し込みできます。受付時間は、原則として土・日曜・祝日を除く午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分までとなっています。
- ・茅野市小・中学校開放施設利用団体登録証の原本を提示して、利用希望日の空き状況を確認します。希望日が空いていれば、窓口にある「茅野市立小・中学校開放施設利用申込書兼減免申請書」に必要事項を記入し、「茅野市立小・中学校開放施設利用許可証兼減免決定通知書」の交付を受けてください。

※受付時に利用希望日時が重なった場合は、登録団体が公平に学校施設をご利用いただけるように、団体のみなさんで調整してください。

※学校施設の電話予約は受け付けておりません。必ず各学校窓口で予約してください。

※令和 7 年 10 月 1 日からの公共施設使用料改定に合わせ、すべての団体について再登録をしていただき新しい登録証を交付しています。令和 7 年 10 月 1 日(水)からは、新しい登録証（水色）のみ使用可能となり、以前の登録証（白色またはピンク）は市内小中学校にご持参いただいても使用できませんのでご了承ください。また、今後は毎年更新が必要となります。

・料金表において「1 時間」とは、正時から次の正時までをいい、**予約時間は、正時(00 分)から正時(00 分)の 1 時間単位となります。**

・使用時間が 1 時間に満たない場合は、1 時間とみなします。

・開放時間によって使用時間に 1 時間に満たない時間が生じる場合の使用料は、当該使用時間に応じて算出した額となるため、施設の開放時間に合わせ、授業日は午後 6 時 30 分から利用することが可能であり、当該利用料金は、30 分（0.5 時間）により計算します。

・算出した額に 10 円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てます。

(2) 料金の支払い

- ・茅野市運動公園総合体育館窓口または各地区 CC で「茅野市立小・中学校開放施設利用許可証」を提示し、料金を支払ってください。使用料を納付し、領収書の交付を受け予約完了となります。
- ・総合体育館窓口では、令和 7 年 10 月からキャッシュレス決済端末を導入していますのでどうぞご利用ください。

※インボイス対応の領収書が必要な方は、以下のとおりお願いします。

- ・ 平日 8 時 30 分～17 時までの間に運動公園総合体育館窓口または、市役所 6 階学校教育課窓口で手続きしてください。
- （原則、使用料支払い後の申し出は受け付けておりません。）

○公共施設予約システムについて

- ・ 公共施設予約システムでは、施設の空き状況を確認することができます。
- ・ 学校開放施設については、令和 7 年 10 月予約分から公共施設予約システムでの予約はできません。必ず利用する学校の窓口で受付をしてください。

2 利用の制限

- ・ 利用できる回数は、1 施設 1 週間に 2 回までを基本とします。
- ・ 年間の中で、卒業式～入学式、文化祭、音楽会、運動会等、学校行事及び行事前後は、準備等のため貸し出しできない期間があります。
- ・ 市の行事等により、貸し出しできない場合があります。

3 鍵の授受、利用、鍵の返却

- ・ 開放施設の鍵が必要な場合は、原則として利用する日の午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分までの間に、利用する学校の窓口で許可証と領収書を提示し、施設の鍵を受け取ってください。
- ・ 利用日が学校休業日の場合には、直前の授業日に鍵を受け取ってください。夏休み・年末年始などは、学校の指示に従ってください。
- ・ 施設使用上の注意事項を守って、使用してください。
- ・ 利用後は、利用日誌を記入し、清掃、消灯、施錠の確認を確実に行ってください。
- ・ 鍵の返却は、各学校の指示に従ってください。

4 キャンセル、雨天等による使用料還付

（１）施設予約の取り消し

- ・ 施設を予約された後に利用者の都合でキャンセルされる場合、また、屋外施設について雨天等で使用できない場合は、使用しない旨を利用する学校にご連絡ください。

（２）使用料の還付

- ・ 使用料の還付は、以下の条件により学校にご連絡をいただくとともに、還付申請書を学校、学校教育課又は総合体育館窓口に提出してください。
 - ①使用予定日の 7 日前（7 日前が学校休業日の場合は、それ以前の授業日）の午後 4 時 30 分までに連絡があったもの
 - ②雨天で当日使用ができなかった場合で、当日から翌授業日の午後 4 時 30 分までに連絡があったもの

※使用料金を還付する場合は、口座振込となります。還付申請書へ金融機関名、口座番号等を記入していただきます。

5 施設利用上の注意事項

- ・団体の代表者を利用責任者に指定しますので、利用者の危険防止及び施設の管理にあたってください。

<学校施設利用の注意事項>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 許可を得た施設以外の学校施設を使用しない② 体育館内及び敷地内では禁煙③ 特に認められた場合を除き、飲食はおこなわない④ 使用後は清掃を行う⑤ ゴミは各自で持ち帰る⑥ 指定された場所以外に駐車しない⑦ 出入り口は指定の場所のみを使用する⑧ 体育館使用の場合、鍵の管理は責任を持っておこなう⑨ 中履き、外履きの区別をしっかりとおこなう⑩ 施設設備や器具は大切に扱い使用後は必ず元の場所へ返しておく
万一破損した場合には、必ず学校に届け出て弁償をすること⑪ 地面につけた線（石灰等）等は、必ず消しておく⑫ 消灯、施錠については責任者が必ず確認する⑬ サッカー、野球、フットサル、ソフトボールの球技については、特に認められた場合を除いては使用しない。ただし、フットサルに関しては、北部中学校体育館のみ使用できる⑭ 許可を得た器具以外の使用をしない⑮ その他各学校独自の追加規定があれば、遵守すること |
|--|